

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年2月27日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年2月27日(火) 午前10時00分～午後0時27分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 つる 伸 一 郎 副委員長 吉 田 ゆ み こ
委員 高 橋 伸 明 委員 せ お 麻 里
委員 ゆ き た 政 春 委員 安 藤 た い 作
委員 高 橋 し ん じ 委員 石 田 し ん ご

出席説明員 伊 崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長
宮 尾 庶 務 課 長 森 学 校 施 設 担 当 課 長
柏 木 学 務 課 長 中 谷 指 導 課 長
丸谷教育総合支援センター長 唐澤特別支援教育担当課長
吉 田 品 川 図 書 館 長 柏 原 子 ど も 未 来 部 長
藤 村 子 ど も 育 成 課 長 染 谷 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー 長
長谷川児童相談所開設準備課長 飛 田 子 育 て 応 援 課 長
立 木 保 育 課 長 今 井 保 育 教 育 運 営 担 当 課 長
石 井 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和5年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について

○つる委員長

初めに、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1) 令和5年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮尾庶務課長

それでは、私から、令和5年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書についてご説明を申し上げます。恐れ入ります、資料をご覧ください。

まず、1の目的でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告、提出し、公表することによって、教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たすことを目的としているものでございます。

2の評価対象・基準でございます。

(1)の①から④のいずれかに該当する事業を基本といたしまして、(2)の基準に沿って評価をいたしました。

具体的には、まず①基本評価といたしまして、継続性・効果性、おめくりいただきまして、効率性、この3つの基準について、それぞれ4段階で評価をいたしました。

そして②総合評価といたしまして、拡充、継続、見直し、廃止と4段階で評価をしてございます。今年度につきましては、15の事業について評価対象としてございます。

3の結果でございます。

総合評価（今後の方向性）といたしまして、Aの「拡充」が10事業、Bの「継続」が4事業、Cの「見直し」が1事業でございます。

次ページにまいりまして、(2)教育委員会の総評でございます。

総合評価を「見直し」とした事業については、より効率的な実施手法の検討を、「継続」とした事業につきましては、創意工夫を重ねて推進を、「拡充」とした事業については、区民ニーズの的確な把握、関係機関などとの連携を、などの評価をいただきました。

続きまして、(3)各事業の評価結果につきましては、次ページ以降に評価シートを添付してございますので、この後、ご説明を申し上げます。

(4)学識経験者からの意見でございます。

点検・評価に当たりましては、法律上は任意であります。学識経験者からの意見を求めておりま

す。

対象事業、意見を求めた学識経験者につきましては、資料に記載のとおりでございます。

いただいたご意見は、本資料に添付をしております。こちらにつきましても後ほどご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、5ページをご覧ください。

ここから19ページまでが評価シートとなります。各シートの下から2つ目の囲み部分、「今後の方向性」のところをご説明申し上げたいと思います。

1番、学事制度等の検討でございますが、今後の方向性といたしましては、今年度中に出される予定の答申に基づき、令和6年度は具体的な制度設計、関係者への周知、令和7年度新入学に向けての事務を進めていくなどとしております。

おめくりいただきまして、6ページ、2、特別支援学校給食費補助でございます。

補助金受給に係る利便性向上のため、受付、支給時期の随時検討、また、引き続き区民への周知を図るなどとしております。

7ページ、3、学校改築の計画的な推進でございます。

計画的な改築の推進、良好な学習環境の整備、省エネ・創エネ設備の導入など、建物のZEB化を進めていくなどとしております。

おめくりいただきまして、8ページ、4、教職員支援経費でございます。

副校長補佐については、次年度以降、全校への拡大を検討していくなどとしております。

9ページ、5、スチューデント・シティ、ファイナンス・パークでございます。

運営手法について、適宜改善を図り、適切な運営体制を目指していくなどとしております。

おめくりいただきまして、10ページ、6、発達障害教育支援員の配置でございます。

モデル校における実施状況の把握などとともに、小学校・義務教育学校前期課程の全校に配置していくなどとしております。

11ページ、7、科学あそび教室（自然観察教室）でございます。

現在、小学校を対象とした講座のみを実施しているが、今後は、中学生やティーンズを対象とした講座の実施も検討していくなどとしております。

おめくりいただきまして、12ページ、8、文化財の活用でございます。

関係者に対し、埋蔵文化財に関する指導・助言を引き続き丁寧に行うなどとしております。

13ページ、9、学校ICTの推進（ICT支援員による学校サポート）でございます。

教育現場における急速なICT化に対応するため、支援体制の充実を図っていくなどとしております。

おめくりいただきまして、14ページ、10、給食運営でございます。

子どもの健やかな成長を社会全体で支援するため、給食無償化の実施、また、プラスチック削減などの環境問題にも引き続き取り組んでいくなどとしております。

15ページ、11、校区教育協働委員会でございます。

今後も子ども達の声を聴き、学校運営等に生かす機会を継続してつくっていくなどとしております。

おめくりいただきまして、16ページ、12、7年生から9年生における品川英語力向上推進プランでございます。

区の英語教育のさらなる充実に向けて、オンラインレッスンの対象の拡大を検討していくなどとし

ております。

17ページ、13、「しながわ親子読書の日」および「子ども読書の日フェア」でございます。

年齢による切れ目なく、子ども読書活動の推進を目的とした事業を行っていくなどとしております。

おめくりいただきまして、18ページ、14、安全衛生管理でございます。

引き続き、産業医を任用し、教職員の安全と健康保持増進を図っていくなどとしております。

19ページ、15、一貫教育の推進でございます。

一貫教育の効果や結果を引き続き、評価・検証していくなどとしております。

続きまして、学識経験者の意見でございます。

21ページをご覧ください。

1点目、発達障害教育支援員の配置についてでございます。

こちらは、明星大学教育学部の青木特任教授にお願いいたしました。

22ページをご覧ください。

2番の効果性のところで、今後の課題として、支援員に対する研修の充実が挙げられておりますが、全体として、本事業は、各学校における特別支援教育の中で確かな役割を担うことができおり、今後もさらなる充実が必要であるとのご意見をいただいております。

25ページをご覧ください。

2点目、7年生から9年生における品川英語力向上推進プランでございます。

こちらは、上智大学名誉教授、日本英語検定協会会長、吉田研作氏にお願いいたしました。

9年生の英語力は全国的に見てもトップクラスにランクされるなど、品川区の英語教育は大きな成果を示しているとの評価をいただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、14ページの「見直し」という評価になったものが学校給食なのですけれども、総合評価ですとか意見のところに、効率的な運営方法などを検討ですとか、給食業務遂行の円滑化など書いているのですけれども、これが「C」となった理由がよく分からなかったもので、何を指摘されて、何を見直そうというのかをお伺いしたいということが1つ。

それと、学識経験者の方の評価の21ページからになっています特別支援ですけれども、研修の充実なども今後の課題とありましたが、現在、支援員は、資格はどのような感じの方が入っているのか、要件はあるのかということと、それと、これから全校にということなのですけれども、これ以外に、支援員の方、今までは数の関係なのですけれども、支援員がいる方のところは、学習支援員ですとか、介助員の方とかは入らないみたいな、そのようなこともあったような記憶があるのですが、そこら辺は、支援員が入っているところは、まだそういうふうになっているのか、ほかの介助員と学習支援員との配置の関係について伺います。

○柏木学務課長

それでは、私からは、学校給食に関わる部分の質問にお答えいたしますが、総合評価「C」のところですが、大きな理由としては、まず、今年度、学校給食無償化を実施いたしました、その

実施方法等について、まだ検討する、1年やってみて、そこの課題等を含めて、効率性を含めて検証する必要があるということで、効率性の評価を「C」といたしまして、そういうものを受けまして、総合評価でも「C」という形になってございます。

○唐澤特別支援教育担当課長

まず、発達障害教育支援員の人材についてですけれども、児童・生徒や特別支援教育に理解のある方という形でやっておりますので、特段の資格等があるものではございません。

次に、学習支援員・介助員のすみ分けですけれども、学習支援員につきましては、同じ対象の子どもとしておりますので、発達障害教育支援員をつけているモデル校については学習支援員の配置はございません。介助員につきましては、個々の子どもの実態に応じてつけるものでございますから、発達障害教育支援員をつけている学校においても、介助員を配置している学校はございます。

○安藤委員

給食のほうは、そういうことなのかと安心というか、分かりました。もう少し、確かに無償化自体は始めたばかりなので、いろいろ効率性など課題があると思うのです。こういったところが今課題になっているのか、もう少し教えていただきたいと思います。

そして、特別支援のほうは、資格はないということなので、やはりそういう意味では、本当に研修の充実はすごく大事だなと思って、私、支援員ではないのですけれども、コーディネーターに配置された教員の方が、新任の方だったので、いきなりコーディネーターというか、発達支援員の専門家になれと言われて、結構大変な思いをしてという事例もあったので、特別支援教育は、本当に専門性が大切にされると思いますので、そこについては、無理な配置ではなくて、しっかりと、それは子どもに直結してくるわけですから、研修の充実、あるいは、場合によっては、資格も含めてきちんとしたスキルアップについて進めていただきたいと思います。

あと、学習支援員等との兼ね合いについては分かりましたけれども、支援員が全校に配置されるということは、それはいいことなのでしょうけれども、もともとが東京都の制度改悪ということもありまして、そういったこともあつての配置ということだと思うのです。もともと、やはり学習支援員ですとか介助員の配置がすごく足りないということで、現場からは、お子さんや保護者からも、すごくいつも声が届くわけですが、今回このご意見を伺いますと、さらなる拡充が必要であるというふうに書いております。区教委としては、現在の特別支援教育の体制について、現在で十分だと考えているのか、これからさらなる拡充が必要であるというのは、私は、支援員だけではなく、そういった全体、介助員や学習支援員のことも含めての充実が必要だと思っているのですけれども、そこについては、このご指摘をどのように考えているか伺いたいと思います。

○柏木学務課長

それでは、私からは、学校給食についてお答えをいたします。今、学校等から寄せられている課題といたしましては、一番声があるのが支給方法、給食費のことで、今、基本、2か月に1回の給食費を振り込んでいるところですが、その2か月に1回でいいのか、もう少し、何か月、長いスパンにしたほうがいいのかというご意見はいただいております。

それともう1つが、アレルギー等でお弁当の対応の方への給食相当額の支給方法について、今ご意見をいただいておりますので、来年度に向けて、そこについては、今、学校を含めて検討しているところになります。

○唐澤特別支援教育担当課長

まず、発達障害教育支援員を含めて研修についてでございますが、派遣しているところについては、派遣元での研修もございますし、区でやっている研修についても、発達障害教育支援員の配置校には通知をして参加してもらっているところでございます。こちらは次年度以降も実施していければと考えております。

また、お話にありましたコーディネーターにつきましても、養成研修という形で実施しておりますので、こちらは引き続き充実できるようにしていきたいと思っております。

次に、支援員の拡充についてでございますが、やはり特別支援教育に関わるところで、そうしたお子さんは増えている現状がございますから、こちらについては検討していく必要があると思っております。

ただ、次年度、まず発達障害教育支援員を、全校、小学校前期課程に配置しますので、その成果も振り返りながら、教育委員会として検討していきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○ゆきた委員

私は、10ページの、今お話がありました発達障害教育支援員配置のところ、今後の方向性の中で、「雇用形態、規模等を含め検討していく」とありますが、次年度は、先ほどもありましたとおりで、全校配置でさらに15校から37校となり、22校の追加配置になると思われまます。プレス発表でも、4月から順次配置予定ということで、支援員の確保でNPO法人に委託しているところだと思われまます。今後の方向の計画性というようなところがあれば、お聞きできればと思っております。

○唐澤特別支援教育担当課長

まず、2年間のモデル校で、現在、15校に配置しているところでございますが、次年度は、小学校前期課程、合わせまして37校に配置する予定となっております。現在、会計年度任用職員と派遣で実施しております。NPO法人ではなく、学研エル・スタッフィングというところに派遣で依頼しております。

次年度については、派遣でこれを実施していく形でございますので、今後、そうした形で進めていく予定となっております。4月配置に向けて動いていくという形でやっております。

○ゆきた委員

4月に全校という認識でよろしいでしょうか。

令和4年度から次年度にかけてのニーズに応えての速やかな派遣事業であるだけに、十分に考慮されていることだと思われまます。より一層のモデル校の現場のヒアリングに十分に力を入れて進めていただければと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 第6回品川区学事制度審議会の実施報告について

○つる委員長

次に、(2)第6回品川区学事制度審議会の実施報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、第6回品川区学事制度審議会の実施報告について説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1、開催日時および場所でございますが、1月31日、午前10時から、品川区役所で開催してございます。

2、実施概要でございます。

昨年の12月12日から30日間実施いたしましたパブリックコメントの実施報告および寄せられた意見等を踏まえた答申の修正等について審議をしてございます。

なお、こちらの審議でございますが、次回以降も審議会において引き続き審議することとしております。

3、パブリックコメント意見受付件数等でございますが、意見提出者は8名、意見総数としては31件となっております。

最後に、今後の開催予定でございますけれども、3月に予定されております答申に向け、引き続き審議をまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

パブコメのことがあるのですが、結果公表の時期ですとか、あるいは、どのような意見があったのかということをお教えいただきたいと思っております。

それと、毎回言わせてもらっているのですけれども、学事制度審議会の、今回は特に実施報告ということなのですが、今回、中間報告が出されてパブコメということなのですけれども、その中間報告は、結局、文教委員会に一度も出ていないということで、今回も添付されておきませんが、学事制度審議会を実施しました、パブコメは何件でしたというだけの報告なのですけれども、議会に報告する内容はないのですかというのか、これ、結局、議会に何を求めている報告なのかという、本当にもう議会に全く意見を聞くつもりがないなと思うのですが、質問としては、議会に何を求めている今回の報告なのか、伺います。

○柏木学務課長

最初に、パブリックコメント等の公表の時期でございますけれども、最終的な答申の公表をする際に、パブリックコメントに対する回答も含めて公表を考えてございます。

意見の内容ですけれども、少し項目的な話になりますけれども、一番多かった内容といたしましては、普通教室の確保や学校改築についての意見が一番多い状況になります。その次ですと、学校選択制についてですとか、あと、就学人口の推計についてのご意見が、それが多い上位3つになります。

学事制度審議会の実施報告について、議会に何を求めているのかということでございますけれども、内容的には非公開で実施をしておりますので、いろいろご意見をいただいておりますけれども、話せる話、話せない話があるということはございますけれども、学事制度審議会を適切に実施しているということを、文教委員会にご報告をさせていただいているということになります。

○安藤委員

非公開ということで、かなり徹底しているなと思うのですけれども、どういう審議をしているかと

いう内容も全く報告されなければ、意見が何もないということなので、そもそもこういう問題については、議会の意見を聞くつもりがないというふうに思っているとしか思えません。

パブリックコメントをされた中間まとめ答申は、内容も少し拝見したのですが、結局、結論的なことは何もおっしゃっていないなと思ったものの、こちらについてはパブコメにかかっているわけで、なぜこの内容については文教委員会に報告してくれないのでしょうか、それは委員長からも求めたのかということも知りたいところではあるのですが、なぜなのかという、なぜこれは報告されないのか、ぜひ報告していただきたいと思うのですが、答申まで、もうこれが最後なので、厳しいところではあるのですが、いかがでしょうか。

○柏木学務課長

まず、中間答申でございますけれども、文教委員会等に、確かに資料としては出していないところでございますけれども、区民の方に出したと同時に、ホームページ等にも掲載をしておりますので、大変申し訳ございませんけれども、そちらをご覧くださいと思います。

〔「ちょっとそれは、議会軽視だろう、それは」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員

「ちょっと議会軽視だろう、それは」という声も上がりましたが、やはり資料を見ておいてねということだと、それを言うてはおしまいよというか、やはりしっかりと資料として提示するということが、私は議会を重視するというか、あるべき姿だと思いますので、厳しく指摘したいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

今、安藤委員からの質疑の中で、では、この学事制度審議会を実施して、議会の意見は、どのタイミングで言えて、どのタイミングで反映ができるのかということをお教えください。

○柏木学務課長

まずは、学事制度審議会につきましては、教育長からの諮問を受けまして、その内容について審議をしている。それについて、方向性などが答申に出てくるという形になります。その後、実際の制度設計をしていくところでは、また文教委員会等に報告しながら、そこでご意見はいただける。反映できるものは反映していきたいと考えてございます。

○石田（し）委員

そうすると、答申が出て、報告があつて、そのときにいろいろな質疑の中で議会の意見を聞いて、最終的に制度設計の中に落とし込んでいくというようなスケジュールということ、それをもう一度確認をお願いします。

○柏木学務課長

そのように、今、考えてございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。先ほどの答弁は、私はやはり、そこは議会に対して、資料がネットにあるからネットで見てくださいということでは、私は、これは議会軽視と言うしかない。では、逆に言えば、ネットに出している資料をなぜ委員会に出せないのですか。逆の観点からすれば、なぜ出てこないのかというところを、もう一度改めて説明してください。

○柏木学務課長

ネットに出ているものを出せないかという、そういうものではございませんが、すみません、そこら辺の部分については、こちらが気がつかなかったというか、大変申し訳ないと思っております。

いただいた意見につきましては、次回以降は、きっちりそこら辺は対応していきたいと考えてございます。

○石田（し）委員

ここであまりあれしていてもしょうがないのであれですけれども、ぜひ、各報告の審議もそうですけれども、議論をするにあたって、必要であろうという資料は、できたら出していただきたい。我々もそれはできる限りいろいろなところで、別の資料は探したりはしますけれども、基本的に、必要最低限というか、その部分の資料に関しては、それは委員長にもですけれども、ぜひそこは委員長とすり合わせしていただいた中で、できる限り資料提供はしていただきたいと思うので、そこはお願いをして終わりますけれども、よろしく申し上げます。

○つる委員長

委員会としては、正副でまた改めてでよろしいですか。

○石田（し）委員

はい、お願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○ゆきた委員

パブリックコメントで、8名から31件のパブリックコメントがあったということで報告がありますが、このパブリックコメントを受けての公表は4月の予定とのことで、パブリックコメントを上げていただいた区民への対応を、具体的にどのような返信とか、そういう対応をされているのか具体的にお聞きできればと思います。

○柏木学務課長

意見を寄せられた方への対応でございますが、こちら、パブリックコメントの回答につきましては、ホームページに掲載するというふうに考えてございます。

すみません、個別にその方に回答するのではなくて、全体として、ホームページに公表して、そちらのほうに回答を掲載していくという形で考えてございます。

○ゆきた委員

31件で単純に8名で割ったとしても、1名で4件の意見を上げてくれているということは、強い思いがあつてのことだなというふうには感じています。

なおさら個人的なところで回答されていないということですが、機械的な回答でないようにというふうに思います。十分考慮されていることだと思われませんが、より一層丁寧な対応をしていただくようお願いしたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

先ほど、議会に云々という話が出たのですけれども、ご答弁の中で、答申が出て、そこで議会に示して意見を聞くという話があつたので、ということは、中間答申に対する議会の意見は、そのときには聞かない、パブコメが出たものも聞かないつもりであった。答申が出てからだけ議会の質問の中の

議論をしてもらおうというのが教育委員会の姿勢ということで確認していいですか。

○柏木学務課長

繰り返しになる部分がございますけれども、学事制度審議会については、教育長からの諮問を受けて、その内容について審議をしていることとなりますので、その審議の間に、議会を含めてそこでご意見をいただくという性質のものではないとまずは考えてございます。中間答申を出ささせていただいて、区民の方からパブリックコメントをいただきました。それを踏まえた上で最終的な答申を受けて、その中でまた具体的な制度設計をする上で、議会からもいろいろご意見をいただきたいと考えてございます。

○高橋（し）委員

学事制度審議会で話し合っている内容に関して、議会から何も聞く性質のものではないと今おっしゃいましたけれども、そこは確認していいですか。

○柏木学務課長

今回の学事制度審議会につきましては、そこで、途中、途中、ご意見をいただく性質の審議会ではないと考えてございます。

○高橋（し）委員

話し合っている審議会の内容で、次にこうしろとかではないのです。そういうことを言いたいのではないのです。今、こういうことを話し合っただけで中間報告が出た、議会としては、こういう意見が出たということをやめる機会が要らないということですか。審議会の中身に中間報告、進める内容にこの議会の中身を反映させろという意味ではないですから、審議会は審議会で話し合いをきちんとしていただければいいのですから。ということで、私の理解が足りないのかわかりませんが、そのところが少し分からないのですけれども。

○柏木学務課長

文教委員会で審議会の実施報告をさせていただいて、そこでいただいた意見については、審議会のほうに、議員のほうからこういう意見があったということは、必要に応じて伝えさせていただいておりますけれども、そういう形での議会からの意見は、お伝えをしているということになります。

○高橋（し）委員

すみません、私の理解が足りないので、もう一度お願いします。今、ちょっと理解できなかったのです。

○柏木学務課長

文教委員会で実施報告をさせていただいて、その際に文教委員からいただいた意見については、必要に応じて審議会のほうには報告をさせていただいております。

○高橋（し）委員

ですから、議会でこういう議論があったということ伝えるために、中間報告を出せばいいし、今回もパブコメがこういうものがあつたら出せばいいのだと思います。そういうものが出たので困ってしまいましたと伝えてくれるのですか。出てこなくて、議会では、どうしてそういう資料を全然出さなかったのだということを審議会に伝えていただくわけですか。今からそれをやっても、今度、答申のときに出てきて話をするだけになるのではないですか。

ですから、もう今日は出てこないからいいのですけれども、要するに、教育委員会としては、審議会の進捗状況を議会に出して伝える、それについて議論をしている、それを審議会に影響させるとか、

そういう問題ではありません。おっしゃったように、ご意見が出たということ伝えていただければいいですけども、そういうことをやるつもりがなくて、ここまで来たという認識でよろしいですか。

○柏木学務課長

議会からの、文教委員会からの意見等については、先ほど言いましたとおり、審議会のほうには適宜報告させていただいておりますが、性質上、委員からもありましたとおり、審議会につきましては、諮問の内容について審議している場でございますので、1つ1つ、その内容について、申し訳ございませんが、ご報告はしていないということが事実でございます。

ただ、その中でも、いただいた意見につきましては、繰り返しになりますけれども、適宜、審議会のほうには報告させていただいて、そこでいただいた意見については、取り込めるものについては、審議の中でお話しはされていると考えてございます。

○高橋（し）委員

もうやめますけれども、要するに、結果としてはこういう結果になっているわけですから、教育委員会として、こちらに資料を出さないで、委員の方の意見を聞いてどうするかは審議会の話ですからあれですけども、そういう機会をいただけなかったという事実だけは残ったので、そこは確認しておいていただけますか。

○柏木学務課長

今回は、中間答申等を資料としてお示ししなかったという部分については、いただいた意見におきまして、次回等につきましては、そういうことのないように努めていきたいと思っております。資料を提出しなかった部分については、こちらがそこまで配慮できなかったということで、その点は反省してございます。

○つる委員長

ほかにごございますか。

○吉田副委員長

私としても、もう少し、この文教委員会への資料の提供と、そこできちんと結果公表とともに、意見を聞いていただきたかったなということとはとても感じます。学事制度審議会に限らず、教育委員会のものについて、独立性はとても尊重すべきだというふうに思っておりますけれども、ご報告はいただきたいというふうに思っております。

それから、答申公表のときに、パブコメへの回答も一緒にということでしたが、パブコメはとても大事な制度だと思っているのですけれども、このパブコメに限らず、課題として、回答が、いただいたパブコメを生かすという方向ではなくて、適切な日本語が思いつかないのですけれども、言い訳というか、パブコメを出してくださった方への、こういうことなのですよという説明のほうにいつまっているような気がしていて、その辺については、このたびのパブリックコメントについてはどうなのか。先ほど、ゆきた委員からもありましたけれども、8名の方で31件ということは、1人4件ぐらい、すごく熱心に出してくださったと思っておりますし、生活者ネットワークは、皆さんが関心を持ちそうなパブリックコメントについては、気づかない方が結構いらっしゃるのでは、しかるべきというか、いつも活動に参加してくださる方には、今こういうパブリックコメントが募集されていますので、皆さん、積極的に出してくださいねというご案内をしているのです。でも、やはり8名かという気がしております、子どもたちの教育に関わることなので、本当はもっと関心のある方がたくさんいらっしゃるのではないかとこのように思っていて、今後については、もう少し皆さんがパブリッ

クコメントに気がつきやすいような募集の仕方も考えていただきたいのですけれども、現時点で、どのような工夫をされているか、もしご回答いただけることがあったら伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○柏木学務課長

まず1つ目のパブリックコメントをいただいた方への回答ですけれども、前回、第6回の審議会でも、委員のほうから、丁寧な寄り添った回答をしたいという意見をいただいていますので、審議会のほうでは、そういう形で進んでいくものと考えてございます。

それと、パブリックコメントの周知の方法でございますが、やり方としては従来どおりになりますけれども、広報に出して、ホームページにも出すという形で意見をいただくという形で周知をしているところでございます。

それ以上のものは、現在のところはしていない。個別にこういうものがありますよという話はできますけれども、基本は広報に出す、またはホームページに出すという形でございます。

○吉田副委員長

ぜひ、まずはやはり、繰り返しになりますけれども、パブリックコメントはやはりとても大事な制度だと思いますので、そこに回答してくださる方が多ければ多いほど、多分、募集されたほうも、それが1個の成果になるかというふうに思っております。

生活者ネットワークとしては、引き続き、やはり保育とか、学校教育の問題とかは、すごく関心のある方がいらっしゃるけれども、パブリックコメントについては気づかないという方が結構いらっしゃるの、議員としても周知に努めたいと思っておりますけれども、教育委員会事務局としても、ぜひより多くの、やはりパブリックコメントを募集するからには、数多く出してほしいと思って、皆さん、募集されると思うのです。31件、意見が出てきたということは1つ成果かと思っておりますけれども、8名の方というのは、少し私の評価としては少ないかなというふうに思っておりますので、今後、一層の工夫をしていただきたいと思います。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和5年度 感染症による臨時休業措置状況

(7) 区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ発生状況

○つる委員長

次に、(3)令和5年度 感染症による臨時休業措置状況および(7)区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ発生状況についてを、関連するものとして、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、私からは、区立学校の令和5年度 感染症による臨時休業措置状況について、ご報告をいたします。

インフルエンザにつきましては、報道等にもございますが、依然流行しており、品川区においても学級閉鎖が発生している状況でございます。

資料に件数を記載させていただいておりますが、こちらは、11月1日以降につきましても、延べで123校128学級で臨時休業となっております。

なお、今年度、11月以降は、新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖はございませんでした。

ただ、インフルエンザ、このように学級閉鎖が増えている状況を受けまして、校長会、校長・園長連絡会において、注意喚起および基本的な感染症対策については、改めて周知をしております。

なお、こちらは2月9日までとなっております。それ以降につきましても、インフルエンザによる学級閉鎖は出ている状況でございます。

また、文教委員の皆様には個別に報告をさせていただきましたが、2月14日、15日の2日間、小学校1校、インフルエンザによる学級閉鎖が多数あるということで、学校閉鎖をさせていただいております。現在は通常どおりの登校をしております。

簡単ではございますが、区立学校の状況は以上となります。

○立木保育課長

私からは、区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ発生状況について、ご報告いたします。

区立幼稚園・保育園におけるインフルエンザ発生状況の資料をご覧くださいと思います。

初めに、幼稚園ですが、お手元の資料では、学級閉鎖をした区立幼稚園が3園で、延べクラスは3クラスと記載しておりますが、その後、2月26日現在、4園で、延べクラスが5クラスとなりました。

幼稚園は、学校保健安全法に基づいて学級閉鎖を行うことができるとされているため、感染拡大防止のために学級閉鎖を実施いたしました。

次に、保育園ですが、お手元の資料では、登園自粛のお願いをした園が17園で、延べクラスは41クラスと記載しておりますが、2月26日現在、21園で、延べクラスは45クラスとなりました。

保育園におきましては、1クラス内で3名以上発症した場合、保護者の皆様には、可能な範囲で登園自粛をお願いしております。保育園は、就労支援等を目的とする施設のため、原則としてクラス閉鎖は行いません。

なお、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖、登園自粛はございませんでした。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

今後の感染症の蔓延を防ぐために、区教委と、あと、子ども未来部保育課としては、どのような対策や啓発を行っていくお考えがあるのかということをお伺いしたいのと、それとあと、2月14日、15日に学校閉鎖があるということでしたけれども、3日目からは再開されたというふうなことだと思うのですけれども、学業への影響ですとか、そのフォローみたいなものはどうなったのかということと、あと、低学年ですと、かなり保護者も、一人で家にいさせるわけにいかないと思うのです。なので、休業等の対応も必要だったのかと思うのですが、そうした事例ですとか相談などはあったのでしょうか。どのように対応されたのでしょうか。伺いたいと思います。

○柏木学務課長

まずは、インフルエンザの流行を防ぐ対応でございますが、まずは学校については、基本的な感染

症対策の徹底と考えてございます。これをやれば大丈夫というものはございませんので、やはり換気、手洗い、基本的なものをしっかりやっていくということだと思います。

学校閉鎖中の保護者の関係でございますが、教育委員会のほうに特にご意見等はいただいていないということと、あと、学校からも特に報告は受けてございません。

○立木保育課長

幼稚園・保育園に関しましても、手洗い、うがい、換気、それから消毒、あと、保護者の方への周知、それから保健だより等で感染予防についての啓発等、そういったことで、毎シーズン、そういったことが起きないように、できる限り啓発、それから予防をしているところです。

○丸谷教育総合支援センター長

学級閉鎖中の学習保障についてですけれども、各学級で課題を出すなど工夫をしておりますが、多くの子どもたちが感染症で発熱しているとか、そういう状況ですので、あまり無理をしないようにということで、特段オンライン授業ですとか、そういう対応は聞いておりません。

ただし、このことをもって授業時間数が規定の標準授業時数よりも下回ったとしても、そこは法律違反にはならないということで国からも通知が出ておりますので、年度内に当該学年の学習内容が終わるように、各学級、学校で工夫をしているところです。

○安藤委員

学校閉鎖は、なかなかないことだと思うのですが、学校閉鎖と判断する際の基準は何かあるのでしょうか。

ほかにも学校閉鎖という例があったのか、先ほどの、今回は特に保護者からの相談ですとか報告はなかったということなのですけれども、今後、そういった事例がやはりあるのではないかと思うのですが、相談を受けた際に、どのようなアイデアがあるのかというのはいろいろあると思うのですが、すまいるの活用ですとか、事前に対応策のガイドラインみたいなものは考えておいたほうが、そういうことも必要なのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○柏木学務課長

まず、学校閉鎖の基準でございますが、学校閉鎖をする基準は特にありません。ただ、学級閉鎖につきましても、インフルエンザの発症者、または、その疑いのある方がおおむね2割以上発生した場合には学級閉鎖にできるという形にしてございます。

あとは、実際にする、しない、期間等については、学校医と相談の上、決定してございます。

今回につきましては、インフルエンザまたはインフルエンザの疑いがある発熱者が4人に1人という状況でございましたので、学校医のほうからは学校閉鎖をしたほうが良いという判断をいただいたところでございます。

それと、学校閉鎖がほかにあったかということですが、担当にも確認しましたが、一応、遡れる限り、学校閉鎖は品川区ではなかったと聞いてございます。

ただ、ほかの自治体では、今年度しているところはあるというふうに聞いてございます。

それと学校閉鎖とか学級閉鎖のガイドラインでございますけれども、基本は流行を防ぐという部分でありますので、基本は外出等はしないという部分でございます。ただ、保護者の対応、どうしても休めないですとかという部分については、何かしら考える必要もあるのかなと思いますが、現状のところは、そういうガイドラインは特にはございません。

○つる委員長

よろしいですか。

○藤村子ども育成課長

すまいるスクールの対応ということでお話しいただいた件ですが、すまいるも、原則、学校が学級閉鎖ですとか学校閉鎖の場合は、お受け入れはしていないという形になっておるのですけれども、保護者の方からお困りの声はいただくこともあるかと思っておりますので、そういった場合は、何かできることがないかというところは、今後、研究していきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

先日の学校閉鎖のご報告をお電話でいただいたときには、たしか教員の方でも体調不良の方が複数出られたということもお話しいただいたのですが、子どもたちから教員へという感染もあるので、大体同じような感じがするのかもしれないですけれども、教員の方の体調不良については、学級閉鎖になるようなところにそういう方が多いと思っていいのでしょうか。教員の方は教員の方で体調不良とかがあると思うのですけれども、その際は、その先生が休まれるときには、何かの形で、本来、担任を持っていらっしゃる方が関わるとか、そういうふうを考えてよろしいのでしょうか。この間の学校閉鎖のときには、教員の方の体調不良もということだったのですが、今はその辺は回復されていると考えてよろしいのでしょうか。その辺、ご報告いただければと思います。

○柏木学務課長

学校閉鎖をした際に、その学校については教員も発熱という理由でお休み、または、少し体調が悪い方が複数いるというふうに報告を受けてございます。

基本的には、その関連性、子どもと教員の関連性、きちんと調べたときがないので、必ずしも子どもがインフルエンザのときに教員が体調が悪くなるパターンが多いのかどうか、正直、分からないです。

また、教員が体調不良等でお休みした場合には、担任を持っていない方、または副校長とかが、そのクラスに代わりに入るといったことが通常のやり方かと考えてございます。

○吉田副委員長

ありがとうございます。分かりました。

新型コロナは5類移行になりましたけれど、そのときから、やはり次のパンデミックというか、そういうものに備えるべきだよねということは、そのときは議会などでもご意見がいろいろ出たかと思っております。

それで、学校に関しても、子どもたちのことを第一に考えていただきたいと思いますが、やはり働いているというか、教員の方の労働環境としての健康維持といいますか、そういうこともぜひ、これからはまた次の感染症の流行とかにも備えるべきだと思いますので、その辺について、既に議論になっているのか、もしなっていないのであれば、今後ぜひ考えていただきたいというふうに思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○柏木学務課長

今後、新たな感染症等が発生した場合ですけれども、どういう感染症になるかということもござりますので、この場合はこうという細かい部分は教育委員会で作っているものではございません。ただ、今後、新たな感染症対策について、区健康推進部が中心になりますけれども、そこが検証等を現

在しておりますので、そちらの報告も受けて、今後、検討する必要があるのかと考えてございます。

○吉田副委員長

ありがとうございます。新型コロナウイルスの流行のときに、やはり次のパンデミックもきっと来るよねというふうに皆さん思って、これからも警戒しなければいけないよねというふうなところに立って、やはり今回、検証がされるということについては、とても大切なことだと思っております。

ですので、所管が別かもしれませんけれども、その中にやはり学校現場でのこともぜひ入れてもらうというのか、入れるように、教育委員会としても働きかけていただきたいと思います。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

○せお委員

小・中学校のほうなのですけれども、こういった学級閉鎖とか学校閉鎖までいかなくていいのですけれども、それも含めて、今、少し多めにお休みしているみたいな、そういった情報を、関連するすまいるとか、児童センターとかもそうだと思うのですけれども、あと、保護者にも、情報提供はどのように行っているのでしょうか。

○柏木学務課長

基本的には、そこら辺、すまいる、保護者への情報提供は、学校が行っているものになります。教育委員会から、全体的にこうだという形では保護者等には特には出していませんが、各学校で発症状況等ございますので、学校のほうから適宜、そういう情報提供はされているものと考えてございます。

○せお委員

正直、うちの学校もすごいみたいなのですけれども、情報が来ていないというところもあって、あと、すまいるのほうでも分からないみたいなお話があったりしたので、ぜひ情報提供して換気していただくとか、できることは限られているとは思っているのですけれども、そのクラスで少し多めに発熱者が出ていて、ほかの子たちでマスクをさせたいなという親もいらっしゃると思うので、ぜひできる範囲での情報提供を積極的にしていただきたいと要望いたします。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和6年度新入学 学校選択の希望申請理由に関する調査結果について

○つる委員長

次に、(4)令和6年度新入学 学校選択の希望申請理由に関する調査結果についてを議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、令和6年度新入学 学校選択の希望申請理由に関する調査結果について、説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1、調査の目的でございます。

学校選択を利用した保護者の申請理由を調査することで、学校選択の希望の状況や傾向を把握し、

今後の学校運営の改善につなげることを目的としてございます。

2、調査の対象でございます。

対象は、令和6年度新入学になる児童・生徒を持つ保護者で、学校選択の希望申請をされた方となります。

調査の実施方法でございます。

昨年度までは新入生がいる全世帯に郵送しています学校選択の案内に、アンケート用紙を同封し、実施をしておりましたが、今年度から、希望申請を品川区電子申請サービス、ウェブ上での申請に変更いたしましたことに伴って、アンケートについても電子による回答としてございます。

アンケートの選択肢につきましては、2枚目に参考で記載してございます。

4、対象者数および回答数でございます。

新入学の予定の児童・生徒は、合計で6,275名、アンケートの対象となります希望申請をされた方が1,094名、回答をいただいた方が136名、回答率が12.4%となっております。

5、結果概要でございます。

こちらは、3ページ目に表をつけてございます。3ページ目、上段が、小学校・義務教育学校（前期課程）の結果でございます。

回答いただいた方が71名、回答は、こちらは複数回答可となっております。

選択理由で一番多かったのが「学校が近く通学しやすい」、2番目が「学校の教育活動に魅力がある」、3番目は「友人関係による希望」となっております。4番目以降については、グラフのとおりでございます。

続きまして、下段、中学校・義務教育学校（後期課程）についてでございます。

こちらは、回答いただいた方が65名となります。

選択理由で一番多かったのが「友人関係による希望」、2番目が「学校が近く通学しやすい」、3番目が「学校の教育活動に魅力がある」となっております。

また、その他でいただいた内容につきましては、グラフの下のほうに主な内訳といたしまして記載をしております。

最後に、今回のアンケートの回答率についてでございます。

今年度から電子申請に変更いたしました。資料に記載しておりますとおり、回答率が12.4%となっております。昨年度の回答率は約9割となっており、アンケートを電子申請に変更した影響なのかもしれませんが、非常に低い回答率となっております。こちら、アンケートですけれども、希望申請と同じページにアンケートの入り口をつくって実施したところではございますけれども、今回の件を受けまして、今後、アンケートの周知方法、また、掲載場所等についても検討していきたいと考えてございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇つる委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について

(6) 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例について

○つる委員長

次に、(5) 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況についておよび(6) 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例についてを、関連するものとして、一括して議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、私から、2件一括して報告をいたします。

まず、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況についてです。資料をご覧ください。

令和6年1月に新規で2件のいじめの重大事態が発生いたしましたので、報告いたします。

事案番号9は、いじめの態様の分類は、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる等で、重大事態の分類は2号、いわゆるいじめにより不登校になったケースで、中学校の事案となります。

議案番号10は、いじめの態様の分類は、ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりするにあたり、重大事態の分類は1号、身体に重大な被害が生じた疑いがあるものとしています。小学校の事案となります。

いずれの事案も、現在、調査中となっております。

今年度ここまでで10件のいじめの重大事態が発生しており、既に4件については調査が終了しております。それぞれ公表の可否等を含めまして、いじめの被害のご家庭に確認をしているところです。公表が可能となったところで、議会にも報告をさせていただきます。

続いて、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例についてです。

続いて資料をご用意ください。

こちらの条例改正の審議につきましては、昨日、総務委員会にて行われておりますので、今回は、教育委員会の対応を中心にお示しいたします。

資料、項番1の改正理由、項番2の主な改正内容は、それぞれ記載のとおりでございます。

項番3の施行日は、令和6年4月1日を予定しております。

項番4の教育委員会の対応といたしましては、上記、主な改正内容を受けまして、いじめに関する情報の一元化を図り、区長部局と連携していくこと。区長部局に教育委員会が把握していること等について情報提供を行うこと。区長から勧告を受けた際には、真摯に受け止め、法に基づく適切な措置を講じることを行ってまいります。

本条例の改正と併せまして、いじめ対策のより一層の充実に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

重大事態が今年度に入って10件に上るということで、1つ1つの案件が、その子どもにとってはかなり深刻ということで、しかも、重大事態は氷山の一角ですから、重大事態以前の認知された大小のいじめもたくさんあるということだと思えます。子どもや保護者にとっては異常事態だと言わざ

るを得ないということだと思えます。

文科省が昨年(令和3年度)の10月に発表した「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果についてというものがあるのですが、ここでは都道府県別の重大事態件数が公表されているのですけれども、これ、全国の件数は1年間で923件、東京は大阪に次ぐ2番目の85件だったのですけれども、昨年の数字とはいえ、東京を85件とすると、品川で今年だけで10件ということになりますと、年度が違うので単純比較はできませんけれども、かなり多い数字だなと思えます。

品川区で、このいじめ重大事態が相当多いという事実は、やはり正面から認めて、今後の改善に生かすべきだと思うのですけれども、その点、いかがでしょうか、伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

昨年度との数字の比較となりますと、単純には比較ができないとは思いますが、昨年度、令和4年度の問題行動等調査の全国の数字、東京都の数字と、今年度の品川区のいじめの重大事態の認定件数、かなり割合としては多いかと思えます。今年度の調査結果につきましては、今年の秋頃また出てきますので、そこでまた比較対象となるかと思えます。

今年度、いじめの認知を適切に行っていくということで、学校に働きかけを強く強く訴えかけてきて、どの学校でも、いじめの認知は行ってきております。その中で、重大事態になり得る、なってしまうものということで10件、多くは2号案件、不登校になってしまった事案が割合としては多いということで、今後の対策といたしましては、いじめを受けてしまったお子さん、まずは受けない、いじめのないようにしていくということがまず第一と考えておりますけれども、いじめの被害に遭ってしまったお子さん、加害となってしまったお子さん、また、その周囲にいた、いわゆる傍観者等と呼ばれているお子さんたちに対する支援と申しますか、指導と支援と合わせて充実を図ることが大切になってきます。

そういった意味で、来年度、いじめ予防プログラムを新たに打ち出していきますので、学校への研修等を含めて、今、準備をしているところです。

こうしたいじめの重大事態が1件でも減るように、しかしながら、法に基づいて対応していくことは大切なことですので、そこと合わせて、教育委員会としてしっかりと行っていきたいと考えております。

○安藤委員

不登校の2号認定が多くという話もありましたけれども、いじめがきっかけで学校へ通えなくなるという事態は本当に深刻だなと思っていて、本当にこれが割合としては多いということですが、10件ということで、今まで認知されてこなかったいじめが可視化されてよかったという段階では、もはやないというふうに思いました。いじめを防止して解決できる学校をどうつくるのが求められていると思いますし、今、センター長も、今後の対策などのお話もしていましたけれども、大事になってきていると思います。

この防止対策条例のほうなので、区長部局の規定については、大前提として、区長部局が教育行政に不当に介入するということはもちろん問題なのですが、いじめの場合は、子どもという命に関わる問題ですので、その限りで区長部局が乗り出すということはあるし、ましてや今回、重大事態の対応をめぐる、教育委員会に厳しい、いわゆる駄目出しが行われて、区長部局の関与を強める必要があるのだという経緯もありますので、この部分については理解できるし、賛成できるも

のなのですけれども、しかし、今回、改正がありました、この防止対策条例自体、本当に根本から見直す必要があるのではないかと、私たちが思っています、と、いいますのは、この条例が、本当にいじめの解決につながるものにしなくてはいけない、と、そうでなくては、子どもが浮かばれないと私は思うのです。

この条例については、子どもの命を、私たち共産党としては、当時、制定のときに、子どもの命を守り抜く大人の立場を明確にしていない。子どもの権利条約に基づく権利保障も明記されていない。そして、いじめの禁止、規範意識の強化をうたったものですから、これがいじめ対策に寄与するものではないということで、当時、反対しているのですが、今回、そうした目で見ますと、さらにこうした内容を悪化させかねない心配がありまして、と、いいますのは、改正の、いじめの禁止のところ、私たちが問題視したところなのですけれども、いじめを受けている児童に対して、相談するよう努めるものとするとか、あと、ほかの児童等がいじめを受けているとき、また、いじめを受けていると思うときは、傍観しないで報告するよう努めるということで、大人の断固とした姿勢が書かれていないのに、いじめられている子どもに努力を強いているような、そういう内容なのです。だから、これは、私としては、逆行なのではないかと思わざるを得ないのですが、こういう規定が子どものいじめ解決につながると考えているとしたら、区教委のお考えを伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今回、条例の改正自体は、区長部局が主で行っているものですが、この改定を受けまして、児童等が努めるとありますけれども、学校では、一人で悩みを抱え込まないで、身近な大人に相談しましょうと、それが保護者であったり、担任であったり、または話しやすい教員であったりということで、いじめに限らず、何か困ったこと、悩みがあれば相談して、いこうというような指導を、これまでも継続して行っているところですので、よりここでそれが明確になったというふうには受け止めてございます。引き続き、学校に対しては、子どもが一人で悩まないようにというような指導を継続していくように働きかけてまいります。

○安藤委員

やはり条例に定めることと、悩みを抱えないで相談してくださいねということとは、私は、また違う性格があるのではないかと思いますけれども、やはりもともと国の条例は横引きでしたし、品川区内で重大ないじめ自殺があったにもかかわらず、そういった横引きでいいのかという問題もありましたし、なおかつ、子どもの自己責任をさらに進めるものになりかねないということで懸念をしているということで表明させていただきました。

いずれにしても、先ほどセンター長からあったように、まず第一としては、いじめがないような、いじめが出ないような学校をつくるということと、そして、生まれた場合には、様々な子どもへの指導の支援の充実を図るということ、そのとおりで、と、いいますけれども、条例の改正がそうなるのかということについては疑問だということも繰り返し表明させていただきました、なおかつ、一番目のところ、やはり学校そのものを安心して楽しく学べる学校にしていくということが、私はすごく大事だと思っています。今回の、ともすれば、様々な予算が、対策も出されております。それ自体は必要なことだと思っておりますけれども、それと同時に、根本の学校の環境をしっかりとそうしたものに変わっていくということ自体が、言わば予防対策です、すごく大事だと思っておりますので、これに関しては、今後、様々な、また機会を捉えて提案をしていきたいと思っております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○ゆきた委員

条例の改定のところとは少し外れてしまうのですが、1月4日から、区長部局によるいじめ相談窓口を設置するということで、ここが今回、児童、保護者からしても受け手として大きく変わったところだと思われます。区長部局での対応が、今後、文教委員会にも報告があるのか、縦割りというか、この辺について教えていただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

現在、区長部局のいじめ相談対策室と教育相談支援センターで、4月からの本格運用に向けて、共有をどうしていくのか、解決までどういうふうに対策を練っていくのかということで協議を進めているところです。お互い連携をして進めているものですので、適宜、文教委員会でも報告ができるようにしていきたいと考えております。

○ゆきた委員

確認させていただきました。ありがとうございます。

今回、ホームページでも、1月4日から、品川区いじめ対策ポータルサイト「きづき」の開設とか、中でも「いじめ相談・通報促進チラシ」を見させていただきました。こちらは文教委員会の中でも、寝屋川の攻めの情報収集ということで、何回も引用して要望してきたところでもあるので、発信先が異なっても、現場に関わってくるといったところは、報告事項の共有ができればと思いますので、こちらは要望で終わります。

○つる委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

まず、重大事態の発生状況についてですけれども、私は、もうこれ、数をあまり意識しないでもらいたいと思って、なぜかという、今、教育委員会は一生懸命これに取り組んでいて、多分今まで以上に力を入れてやっているから件数も出てきているのだろうと思うのです。今まで、では、何だったのかという議論を置いておいて、今そうやって取り組んでいる中で数が出てきました。10件もあるのかと、けしからんではなくて、それだけ深刻な学校の状況があるという中で、どうやって対策をするかという1つの検討材料であって、私は、この数、もちろん大事なのですよ、数を減らすことは大事だし、きちんと数を出すことも大事なのですけれども、私は、そこよりも、なぜそうやって起きているのかということをごひきちんと考えて、それを解決していくということが大事なので、あまり数にとらわれていると、品川、随分多いね、多いねというふうな考え方は、なくしていったほうがいいのかと思います。

これは、私、不登校もそうだと思っていて、今いろいろな、それこそ多様性だとかいろいろな言われている中での、要は、1つの要因が不登校につながっているものもあるので、そういった部分で、あまり数は考えないでという、少し語弊があるのかもしれないけれども、そこまで意識しないで解決に向けて1つ1つ取り組んでいただきたいと思います、その辺の考え方を教えてください。

それでもう1点は、防止対策推進条例のところ、いわゆる区長部局がいじめ相談窓口を設置しました。これはいいのですが、1つ懸念があるのが、今、品川区内にいじめ相談、それこそこれから児童相談所も設置される中で、どのぐらいのいじめ相談窓口が存在してしまっているのか。もちろんいろいろなアンテナを張っていることもいいし、いろいろな相談窓口があることによって、メリットも

あると思うのだけれども、あまり窓口ばかりあっても、逆に、ではどこに行けばいいのだという話にもなってしまうと思うのです。特に子どもなので。これは今、数がどれぐらいか分からないかもしれないけれども、大体、把握している範囲で、今、どれぐらいの窓口が存在しているのか教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、いじめ重大事態の数に意識をとらわれないでということだと思いますけれども、起こっているいじめの重大事態に対して、どのように対処していく、子どもたちを救っていくかということを丁寧に丁寧にやっていくことが、まずは大事だと思いますので、起こってしまったものに対しては、丁寧に支援、サポートしていきたいというふうに考えております。

また、相談窓口の件数ということなのですが、教育総合支援センターでは、まず、HEARTSであったり、指導主事、または教育相談室のほうにかかってくることもございます。そういったところが中心になりますけれども、今回、区長部局のほうに窓口ができた。様々、区にも区民相談室ですとか、窓口はあろうかと思いますが、最終的には、教育委員会のほうでお願いをして、学校とともに解決を図っていくというふうに、そういう流れで今も進んでいるかというふうに考えております。

いじめの相談窓口として、まずは学校を頼っていただきたいということが我々の願いでして、指導を行っているのは学校なので、まずはそこで保護者の方が、学校と、担任や管理職の先生に相談しながら、共に子どもたち同士のいじめを解決していくという姿勢を見せてほしいなというふうには考えているところでございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。窓口のほう、正に、やはり学校が一番彼らと近くて、ただ、逆に近過ぎて相談できない子ももちろんいるのだから、私は、窓口は、ある一定用意しておいたほうがいいと思うのだけれども、今、課長の答弁で、窓口はあるけれども、それはきちんとまとめて教育委員会がしっかりとグリップしてやっているということをご答弁いただいたので、これは例えば、仮に区長部局が、今回、いじめ相談窓口を設置したとしても、ここに来た相談もしっかりと教育委員会が把握をして、教育委員会として、学校、一番関わっているところなのだから、教育委員会として、学校とも連携して、その解決に向かっていく。それは区長部局の窓口もそうだし、ほかの様々な窓口にとっても、あくまで入り口はそこかもしれないけれども、しっかりとグリップをして、教育委員会が学校と連携をして解決に向かっていくということでのいいのか、そこだけ確認します。

○丸谷教育総合支援センター長

区長部局に入ってくる相談について、例えば、もう学校で対応が進んでいるものについては、引き続き学校のほうで対応はしていきます。ただ、相談者からすると、窓口を頼って行かれているので、そういったときには区長部局の相談員の方が今配置されていますので、一緒に学校に赴くというようなケースもございます。まずは、いじめの被害に遭っている児童・生徒に寄り添った形での対応ということで、学校と教育委員会しか対応しないと、そういうことではなくて、オール品川で解決に向けて動いていきたいというふうに考えております。

○石田（し）委員

はい、ありがとうございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○せお委員

今回この条例改正が、「区長部局によるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進していくことから」ということで書かれているのですけれども、先ほど、ご答弁でも、いじめ防止対策というのはいろいろなことがあって、それをやっていくというセンター長からもお話があったのですけれども、その中でも、やはりどれも重要なのですけれども、いじめが起らないような学校現場をつくるということは大切なので、そういう環境をつくるということに対して、区長部局は、ここは文教委員会なので、区長部局は、どのようなところを関わってくるのか、関わってくるのか、関わるのであれば、それはどういう場面なのか教えていただけますか。

○丸谷教育総合支援センター長

今、委員からおっしゃっていただいたとおり、いじめが起らない学校、そういった学校風土をつくっていくということを、教育委員会としては、次年度、主眼に置いて取組を進めてまいります。

区長部局に設置されているいじめ相談対策室ですけれども、実際にいじめの被害に遭っているお子さん、家庭からの相談窓口になりますので、どちらかという、起きているいじめに対してどういうふうに対処していくかということが主になろうかと思えます。

一方で、我々教育委員会、学校を支えていく身としては、いじめが起らない学校風土づくりを目指して推進していきたいと考えておりますので、もちろん教育委員会も起こっているいじめ対応もしていきますけれども、そこは役割が少し異なってくるかなというふうに考えております。

○せお委員

やはり区長部局で環境を変えることへのアドバイスはできないだろうとは思っていないのですけれども、やはりそういった学校環境をつくるというのは教育委員会が、やはりプロもたくさんいらっしゃると思うので、やはりそこは中心になって行っていただきたいと私も思っていますので、ぜひよろしくをお願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

条例の改正の理由のところ、教育委員会との連携協力の下、区長部局による云々とあって、連携していくということは大変よいことで、きちんとやっていくということがここでまた明らかにされたので、よろしいかと思うのですけれども、その中で、情報の一元化、総務委員会の資料にもあるので、すけれども、区長部局と教育委員会の情報の一元化とあるので、具体的に、こういった会議体などがあって情報を一元化していくのか、それとも、日常、それぞれの担当のところから連絡が来て、ああ、そういうことがあったのだねという形でやっていくのか。全件を共有して把握するというふうには総務委員会の資料には出ているので、その点をお尋ねします。

そこで、具体的にいじめの情報が、例えば区長部局に入ったら、どういうセクションを通じて、どこに来るのかということ、逆もしかりなので、ご説明いただくとありがたいということが1つ。

それで、いじめ対策協議会は月一にやるということなので、ここの情報共有の関連についてはいかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、いじめに関する情報の一元化というところですが、区長部局側に入ってきたいじめの相談、また、学校が認知したいじめということで、それぞれ事案が上がってきますので、今、総務課のほうとも調整をしているところなのですが、お互いが全件見られるようなシステムづくり、共有フォルダのようなものを用意して、まずはそこで一元管理をしていく。また、いじめ対策協議会の中で、それぞれの事案についての進捗状況でしたり、学校が対応できているもの、または、対応しきれないで困っているもの、そういったものをお互いに意見交換しながら対応を練っていくと、そういったいじめ対策協議会というものも4月からの本格運用に向けて、今、検討を進めているところです。

また、入ってきたいじめの情報が、どのように共有されて対応していくかという、フローのようなもののイメージだと思うのですが、いじめ対策相談室のほうに入ってきたいじめの相談が、学校が把握しているものなのか、対応しているものなのかということは、直接対策室から学校には連絡がいきます。進捗を確認していくと。それには教育委員会も関わって情報はいただいているところです。

また、今はそういう流れで行っているところで、学校が認知して対応して進んでいるものについては、いじめの認知したものとして情報は教育委員会も握っていますので、このいじめ対策協議会の中で、今後、総務のほうとも共有して確認していくと、そういった流れを今考えているところでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございました。情報を共有して、両方のセクションで対処するという事は非常に大事だと思います。どちらが中心になってというのは、事案によって違うのだと思うのですが、今お話にあったようなフローで、しっかりと共有していただきたいと思います。

連携とか協力というお話がいつも出るのですが、そのときのつながるところが、役割はすごく大事だと思いますので、今、それがいじめ対策協議会になるのか、それとも、事務レベルで区長部局の方、総務の方と教育委員会の方がやるのかはまたあれですが、その連携のところ、これだけ協力してやるという形になったので、そのところも十分、今、検討されているというところなので、協力体制ができるような仕組みづくりをお願いします。要望で。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。先ほどのいじめ相談のところ、石田しんご委員からの質疑です、まずは保護者の方が学校に相談をいただければというのは、当然、私はそれは理解できて、それで正しいと思うのですが、いじめを受けている子が親に相談できないお子さんもいるではないですか。そこはやはりご本人のお子さんの、児童・生徒の問題もあるのかもしれないのですが、やはりそこを、いじめをしている子、受けている子を、担任の先生とかが、これ、少し見える・見えない化というのは、非常にそれは難しい問題だと思うのです。そこは先生にお預けするしかないのかなと思うのですが、今度、4月になると、新学期が始まって、新しい時期になって、先生の、特に校長を含め管理職の方が転出・転入してくるではないですか。これは改めて、今こういういじめ防止条例、推進条例があり、いじめが、先ほど、いじめ件数と、私も数とかではなくて、やはりそれぞれの学校長の責任とは言いませんけれども、やはりそこは新しく来られる、赴任される校長先生の意識をきちんと持っていただかないと駄目だと思うのですが、そこはどういうふうに、改めてお

聞きしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、いじめを受けているお子さんが、相談できない子もいるのではないかとこのところですが、今、1人1台端末を用いて、日々の健康観察を行うようにしたいというふうに考えて、今、計画を詰めているところです。そうしたところで、誰にも言えないけれども、端末を通じて相談したいことがあるとか、そういった発信ができるような仕組みづくりも行っています。

とはいえ、そこにも入れられないお子さんもいるだろうと思いますので、やはり先ほどから、そういった学校の風土といいますか、傍観者にならないで、「あの子、ちょっと変だから気になる」ということを、先生に周りが伝えてあげるとか、そういったような学級経営、学校運営ができるような仕組みづくりといいますか、学校風土を醸成していくような取組を進めていきたいというふうに考えています。

もう1点の新任の方や転任の教員、または管理職の先生に向けた情報発信ですが、年度当初に、新任・転任の管理職向けの研修会や、教員向けの研修会を行っておりますので、その中で、品川区のいじめ対策については、しっかりと周知をして、4月からの学級経営に生かせるような情報発信は続けてまいります。

○高橋（伸）委員

やはり私は、保護者が一番見なければいけない、少し言葉が適切ではないとあれですが、やはり保護者が感じ取ってやるというのが一番、それは学校に責任を負わせるところではないと私は思っているので、先ほどセンター長のご説明があったとおり、観察を十二分に、子どもたちにもっと見えるようにしてもらって、聞き取りなり、今後、そうした対策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。要望です。

○つる委員長

ほかにごありますか。

○吉田副委員長

様々皆さんから質疑がなされて、いい議論になっているかと思うのですが、私も、先ほどの石田しんご委員の相談窓口、相談窓口は本当に多いにこしたことはないのだけれども、やはり多過ぎてということも実際にあって、これについては、自死対策について、いっぱい相談窓口が示されているのですが、こういう場合はこう、こういう場合はここといっぱい書かれていて、いや、かえって、私のケースはどうなのだろうみたいな迷いにつながらないといいなというふうに思って、いつも質疑させていただいているのです。

子どもたちの相談窓口も多いにこしたことはないのだけれども、選択肢は示されて選べる子もいるけれども、まずは、とにかくここというものを1つ示していただきたいというふうに思って、それはとにかく学校というふうに、子どもたちにはやはりそういうふうに示されているのかということと、それから、ただ、今後の、例えばの児童相談所も、一般的には親に虐待された子どもの対応という感じですが、やはり児童の相談所でもあるわけだから、そこでも相談していいのだよというような周知が、今後されるべきだと思うのですが、その辺について、どのようにお考えかということと、それから、私は、親とか、保護者とか、それから教員のストレートな大人と子どもの関係ではなくて、少し斜めの関係とか言ったりするので、児童センターで、割と話しやすい、児童センターの指導員という言い方、児童センターのスタッフという言い方、そういう方たちが子どもた

ちにとっては、割と話しやすいという事例も聞いております。そういう子どもたちの声の集約と申しますか、そういう仕組みは、どういうふうになっているのか、その点についても伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、児童・生徒に対しては、相談窓口ということで、まずは先生に相談してくださいということで話しています。その上で、目安箱も各フロアに設置されていますので、どうしても近くの大人に言えない場合は、目安箱もありますよ、中学校の場合はアイシグナルもありますよというような形で周知をしているところでございます。

それから、児童相談所との役割と申しますか、そういったところの周知につきましては、今後、秋に開設されますので、また改めて児童相談所のほうからも周知がなされるものと捉えております。

また、児童センターの職員の方が相談を受けた場合ですけれども、実際に区内の事例として、児童センターで相談を受けて学校に連絡が来たというようなケースもございますので、そこは学校がしっかりと地域の各施設と日頃の関係を密にしていくということが大切かというふうに考えております。

○吉田副委員長

これ、本当に対応が難しいと申しますか、いっぱい相談窓口はあったほうがいいのだけれども、いっぱいあるがゆえに、自分の場合はどこに相談しようというふうな迷いにつながってしまうということも実際はあると思いますので、それと、本当に申し上げにくいのですけれども、親御さんからの相談とか、それから、子ども、当事者からも、子どもからいったら、保護者に相談して、ストレートに先生に言ってしまうと余計こじれたとか、それから、親御さんからも、学校の先生に直接相談したら、逆にうまくいかなかったというようなご意見もないではないので、もしそうなったときの、次はどうしたらいいかというようなアドバイスとかもあったらいいなというふうに思うのですけれども、それが別の区長部局との連携がそれに資すればいいなと思うのですけれども、その辺について、お考えはいかがでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

今の保護者から学校のほうに相談があって、うまくいかなかったケースということも、我々、把握していることもございます。そういった意味では、学校の対応力ですとか、そういったところをしっかりと上げていかなければならないというふうにも考えておりますし、保護者の皆様にも、しっかりといじめ対応について、学校の基本的な方針ですとか、そういったところをご理解いただく、そのためには、学校からしっかりと保護者の方にアプローチをして説明していくことが大切かと思っておりますので、そういった意味では、総合的に見ると学校の対応力、説明力を上げていく必要があるかなというふうに考えておりますので、その辺り、今、学校に対しても働きかけを年度初めに向けて始めているところでございます。

○吉田副委員長

本当にこれは難しい問題で、正解がなかなか、これという1つの正解にはならないかなと思っておりますが、議員それぞれ、やはりいじめについてのご相談は受けていて、どういうふうに対応するのがいいのだろうかということ、割と皆さん、悩んでいるというような状況もありますので、これはやはり議員も教育委員会も含めて、みんなでこれからも解決を目指していくべきものだというふうに認識しておりますので、ぜひまた、こういういい議論の機会を持っていただけるとありがたいと思います。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

すみません、先ほど、確認することを忘れて、ごめんなさい。

この条例の19条の4に、ここにも出ているのですけれども、必要な措置を区長部局から教育委員会に勧告できるとあります。その中の3つ目に、学校教育法の中の出席停止、あるいは、そのほかの必要な措置を勧告できるということがあるのですけれども、最終的な、例えば出席停止とすると校長先生、あるいは、そのほかの措置も校長先生、つまり、最終的な児童あるいは生徒に対する措置の責任は、学校にあるということによろしいですか。

○丸谷教育総合支援センター長

それぞれの措置の最終的な判断は学校になりますけれども、出席停止につきましては、教育委員会の判断ということにもなりますので、そういったところは学校と教育委員会がしっかりと勧告を受けた後に、真摯に受け止めながら対応していくという形になります。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。区長部局での勧告を受けたときに、教育委員会および学校現場が、今お話にあったように、どのようにその措置をどうするかかというところをしっかりと、今お話があったように、きちんと検討して、本当に児童・生徒が救済されるように、そして学校がその後をしっかりと運営できるような形で進めていっていただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○安藤委員

件数の話をおっしゃっていて、少し言葉が足りなかったなと思うのですけれども、いじめにしても、不登校にしても、数がなぜ要るのかというと、それは、何に生かしてほしいかということ、区教委のこれからのいじめ対策ですとか、不登校対策をこれから進めていくということは分かりますし、それはやっていくのしょうけれども、その件数に何が反映されているかということ、結局、そういう件数が多くなっているという土壌に、やはり品川の教育の環境があるのだということを言いたいのです。品川区だけではないのですけれども、ただ、品川区が教育改革と称して相当突出的に進めてきた問題があると思うのです。それによって子どもたちがより強いストレスを受けて、いじめや不登校という形で大きな数となってあらわれているということが私は言いたかったのです。

例えば、小中一貫校による受験の低年齢化、テスト漬け、マンモス化による必然的な号令的な指導にならざるを得ないですとか、あるいは、ブラック校則、学校スタンダード等々、それと子どもの尊厳や権利の条約の不徹底の問題もございます。これは品川区だけではないのですけれども、教育環境の問題もあります。あと、教員の働き方、様々あると思うのですけれども、私は、そういう品川の教育改革によるすごいストレスが子どもたちに影響を与え、そして、このような件数に反映しているのではないかと、そこを受け止めるべきなのではないかという意味があって、繰り返し述べているわけです。

この件数があるから、駄目だ、何とかしろと単純に批判のための批判をしているわけではないつもりなのですが、私はそういうことで、繰り返し件数、言葉が足りなかったと思うので、少し補足させていただいたのですが。

最後に質問ですけれども、そういう観点は、一度前にも伺ったら否定されましたけれども、そういう自覚を私は持つべきなのではないか、品川区の競争的な、管理的な教育が、こういったいじめの件

数の増大につながっているという自覚を、私は持つべきなのではないかと思うのですけれども、最後にご答弁をお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

今ご指摘いただきました、例えば受験の低年齢化ですとか、校則の話、教員の働き方等々ございませけれども、それぞれについて、時代に合った形で改善していくということについて、学校には働きかけ、実践もしているところです。

また、いじめの認知件数につきましては、これまで全国平均、東京都の平均から比べると、非常に少ない認知件数だったというところから反省をして、適切に認知をしていくということで、今、適切に認知をしているところです。

また、不登校の児童・生徒数につきましても、東京都や全国の出現率と変わらない、同レベルになっておりますので、特段品川区が特別なことをやっているから不登校の数が増えているというような捉え方はしてはございません。ただ、ご指摘いただいたような、時代に合っていないものは改善していくべきものというふうに捉えておりますので、その辺りは、我々もしっかり時流を捉えて、学校にも働きかけていきたいというふうに考えております。

○安藤委員

そういうご答弁ではないかとは思いますが、そこについては、今後も、子どもの生の声も集めながら、いろいろ改善の提案などもさせていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 西五反田保育園の改築について

○つる委員長

次に、(8)西五反田保育園の改築についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○立木保育課長

私からは、西五反田保育園の改築についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1の経緯でございませますが、区は、これまで、ぷりすく一る西五反田の幼保連携型認定こども園化を目指し検討を進めてまいりましたが、園庭面積が不足しており、幼保連携型認定こども園の認可要件を満たすことができませんでした。

このたび、ぷりすく一る西五反田の幼保連携型認定こども園化に向けて、隣接する敷地を活用することから、西五反田保育園を改築することといたしました。

西五反田保育園は、築55年と老朽化も進んでいることから、今後も西五反田地区の保育需要を担っていくために施設を更新してまいります。

西五反田保育園の施設概要は、項番2に記載のとおりでございます。

3の改築についてですが、現在予定しているところでは、工事予定期間を令和11年度から令和13年度とし、工事期間中の西五反田保育園の運営は、旧第一日野小学校跡地を活用する予定です。位置関係につきましては、記載の地図のとおりでございます。

また、改築後の運営につきましては、民営化を視野に入れて検討してまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず2点なのですが、認定こども園化に向けて隣接する敷地を活用するということですが、具体的なにはどのような内容なのかお伺いしたいのと、それと、西五反田保育園の民営化を視野に入れて検討とありますけれども、これは、当面5園という民営化方針が6園になるということなのでしょうか。なぜ今回、西五反田保育園を民営化検討するのか、その理由を伺います。

○立木保育課長

ぷりすくーの認定こども園化に伴う西五反田保育園の敷地の活用につきましては、園庭部分の不足を補うために、敷地の一部をぷりすくー側で使うというような案になってございます。

あと、民営化方針との関連でございますけれども、今回のこの西五反田保育園の改築に関しましては、民営化ガイドラインの中で進めている改築・民営化の部分とは直接リンクはしてございませんで、あくまでもぷりすくーの西五反田と西五反田保育園との関係性の中で、今回、改築を検討してきたというようなことでございます。

○安藤委員

シルバーセンターも併設すると思うのですが、それはどうなるのかということと、それと、なぜ西五反田保育園は民営化を視野に検討するのかという理由も伺ったので、よろしく願います。

○立木保育課長

西五反田保育園と西五反田シルバーセンターは合築になっております。本日の厚生委員会で、シルバーセンター側のことにつきましては報告がされていると思われま。同じ建物ですので、改築という形になります。

あと、西五反田保育園の民営化を視野に入れてという部分でございますけれども、まだこれは今後の検討になってございますが、やはり今までの区の方針としましては、民営化ガイドラインが1つございます。そちらに関しては、施設更新に合わせて民営化も検討するというところで進めてきておりますので、ぷりすくーの西五反田と西五反田保育園の今後については、そういった部分も視野に入れて検討していくということでございます。

○安藤委員

更新は必要だと思っておりますけれども、本会議でも、民営化して株式会社立になると、人件費率と平均勤続年数で明確な差が出ていまして、区立は人件費率73.9%で、株式会社立48.2%ということで、勤続年数、区立12.9年に対し、株式会社が6.3年と半分ということで、やはり今ある区立園を民営化することはやるべきではないと思いますので、民営化を視野に入れて検討することには反対をしたいと思います。やめてください。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 病児保育施設における委託費の返還対応について

○つる委員長

次に、(9)病児保育施設における委託費の返還対応についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○立木保育課長

それでは、次に、病児保育施設における委託費の返還対応についてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1の概要でございますけれども、病児保育施設、これは病児保育事業を行っている施設でございますけれども、委託の仕様書の内容以下の保育士配置による運営が行われておりまして、利用者の受入を断っていたという事実を区が確認いたしました。

現在、委託の仕様書の内容以下となっていた期間および内容を精査しておりまして、今後、これまで支払った委託費の返還を求める予定となっております。

今回の事案の施設は、2の対象施設に記載のとおりでございます。

詳細について、ご説明をさせていただきます。

資料の項番3をご覧ください。

病児保育事業の委託費は、定員に基づきまして算定をしておりまして、児童3人に対し保育士1人という計算で計算しております。

本施設においては、定員8名のため、保育士3人分の人件費を算定いたしまして委託費を支払っております。

令和5年10月下旬、区民の方から、本施設で利用を断られた旨のお問い合わせを保育課で受けまして、施設に対しまして確認を行いましたところ、施設の保育の退職および後任の人材確保に時間を要したことによりまして、委託の仕様書の内容以下の人数で運営が行われていたことが分かりました。

対応経過につきましては、項番4に記載のとおりでございます。

今後の対応につきましてですが、委託の仕様書の内容以下の保育士配置となっていた期間を精査いたしまして、これまで支払った委託費の返還を求める予定でございます。

また、本施設の病児保育事業につきましては、受託者側から事業停止の申し出があることから、廃止を検討いたしまして、新たな施設を探してまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

少し残念なことだと思うのですが、廃止検討ということがありますけれども、仮にここが廃止になった場合は、区としては、代わりの、今回、8名定員ということですが、病児保育施設の整備というか、それはお考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか、伺いたいと思います。

○立木保育課長

今年度スタートの時点では4施設あったところが、一昨年末で1施設が施設運営者の急逝により閉鎖があった関係で、3施設で運営を行っております。さらに今回の施設が閉鎖になりますと、2施設になってしまいますので、今現在も鋭意新しく事業をやっただけのクリニックを探しているところでございます。また、品川、荏原、両医師会にも働きかけをしながら、新たな施設を、できるだけ早く開設をしてまいりたいと考えているところでございます。

○石田(し)委員

まず、10月下旬に区民の方からご連絡をいただいて、断られたと。それで、ある意味、発覚したということなのですけれども、これ、逆に、クリニックとしては、保育士確保ができていなかったから断ったというふうにとれたのだけれども、8名定員だけれども、例えば2人しかいないから、6人しかとれないよということだったのか、それとも、2人しかいなかったのに8人にとっていたのか、8人以上だからとれないというふうにした、その辺は改めて教えていただきたいのと、このクリニックのほうから事業停止の申し出があった、その理由は何かあるのか、そこを教えてください。

○立木保育課長

クリニックの回答でございますけれども、保育士が退職した後の後任者が見つからなかったということで、保育士がいないので預かれないという、そういうような理由でございました。

あと、委託を今後受けられないという理由も、保育士の後任者が見つからないというようなところがございます。区としても何かしらサポートができないかというところは考えてはおりますが、厳しい状況でございます。また、今回、大分前より、クリニックに保育士がいない状態で、委託費を受けながら預かっていなかった期間がある中で、そのまま事業を継続することの是非についても区のほうで検討しなくてはいけない部分がございますので、そこは慎重に判断をさせていただきたいと思っております。

○石田（し）委員

この病児保育施設の、ある意味、難しさというのか、辞められてしまう、今回この件があったからということも発端なのかもしれないけれども、やはりほかのところも辞めたりされていて、非常に難しいですね、多分、保育士の確保もそうだし、運営面も含めて。でも、とても重要な保育施設の位置づけだと思うので、ここはやはり改めて区がどこまで支援してあげられるのかということも見直していかないと、継続がなかなか難しくなってしまうのかと思うので、そこは保育士の確保も含めてですけれども、改めて病児保育施設の支援の在り方は見直して、もちろん医師会の方たちもよく相談していただきながら、どうやったら維持継続できるのか、やってもらえるのかということを再検討するときに来ているのかなと思うので、その辺はぜひコミュニケーションをとっていただきながらやっていただきたいと思います。これは要望でございますけれども、よろしく申し上げます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○せお委員

今の質疑とかも含めてなのですけれども、私は、病児保育というのは、そもそも病気のときに預けるということがあまり好きではなくて、でも、この世の中が、まだ仕事を休めない環境にある中で、今はこういった施設は大切だと思っております。

その中で、今はもう、今後、2施設になってしまうということで、探していくというご答弁だったのですけれども、これは、いわゆる小児科に限って探していくのか。どういう方向性なのか教えてもらっていいですか。

○立木保育課長

病児保育施設事業ですので、やはりお医者さんとの連携は必要になってまいります。ただ、クリニックに限ったことではなく、そのほかの施設でも、施設的な部分ですとか、医療機関との連携がとれば実施が可能となっておりますので、医師会やクリニックだけでなく、一般の保育運営事業者の方々でも、そういったところができないかどうかということは、今後広げていきたいと考えています。

ころです。

○せお委員

例えば、病後児を対応しているベビーシッターとか、そういう方もいらっしゃるし、何かしら少し広げて考えていく必要があるのかなとは思っています。

例えば、先ほど、始まる前に話していましたが、今は未就学児だけなので、小学校一、二年生とかも、対象のところとかも、少しここからずれてしまって申し訳ないですけども、広げていく、そういうお声はすごく、私も含めてですけども、すごくいただいているので、そこも含めて考えていく必要があるのかと思っているので、今後、ぜひ検討をお願いします。

○つる委員長

委員会時間が12時を過ぎておりますが、このまま継続させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

すみません、委員会時間を過ぎているのに質問します。

いつ頃から、これは3人いらっしゃるところが2人だったのか、いつ頃からそういった欠員の状態であったのかということと、もし今、金額的に分かれば、返還を求めているのは幾らぐらいかということですか。

様々事情があって、保育士の確保は本当に難しいということを伺っているのですが、それはそれとしておいて、もし1人の方がいらっしゃらなかったら、今は2人だから6人ですよと役所のほうに連絡するなりを告知するべきだったのではないかと思います。それをしなかったことで、言うなれば、委託費をもらったクリニックに対して、区としてどういう対応といたしますか、返還を求めるだけではなくて、どのような対応が考えられて、どういうことをされようとしているのでしょうか。

○立木保育課長

今回、確認を、クリニックにも訪問して調査をしたりとか、いろいろしているところでございますけれども、今現在、データとして確認できているのが、令和元年度からの分になります。令和元年度から令和5年度にかけてになってございまして、大分期間が長くなってございます。その間、保育士が1名足りなかったりとか、そういったようなことで、実際に運営されていても、その分、報告がなく、そのまま委託費を受け取っていたというような事実がございましたので、その分の返還を求めていくということになります。

金額は精査しなくてはならないところでございますけれども、もし病児保育事業を今後中止というようなことになると、開設経費の返還等も発生いたしますので、概算ですが、2,000万円を超えるぐらいの金額になる可能性がございます。

区といたしましては、関係機関とも連携をとりまして、こういった事案に対して、こういった対応をとるべきかということ相談し進めているところでございます。

○高橋（し）委員

病児保育、先ほど、石田しんご委員からもありましたけれども、運営するのは大変で、いろいろ苦勞されて開設されて、区民の方のためにやっていただいているのですが、それはそれで、今みたいな

お話が、これだけ多年度にわたったということは、やはり何らかの区としての対応をきちんとしていただかないといけないのではないかと思います。最後、そこだけしっかりやっていただきたいというところで、いかがでしょうか。

○立木保育課長

やはり保育士が雇えなかったという事情はありながらも、報告をきちんと区とやり取りしていなかったという部分がございますので、その部分に関しては、しっかり関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○石田（し）委員

今の部分で、5年間、区が把握できていなかったというのは、もちろん不正で申請されていたのが悪いのだけれども、そのチェック体制がとれていないというのは、逆に問題ではないかと思うのだけれども、そういうチェック機能は、どういう形で、要は、お支払いされている、それは保育だけではないかもしれないのだけれども、どういう形でチェックされているのかということをお教えください。

○立木保育課長

委託費を支払う場合の実績報告については、タイムカードを提出してもらいまして、そちらのほうで確認を今まではとっております。実際、今回調べた中では、もう既におかない方の分の打刻をしたものを提出していたということがございまして、それで、区のほうでは把握ができなかったことがあります。

あと、全く預かっていなかったということではなく、預かっている日もございます。全く実績がないということではないので、そういった中で、区としても見抜けなかった部分がございますので、チェック体制、チェックの仕方も変えていかなくてはいけないと考えているところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○吉田副委員長

今のご質問に関連すると思うのですがけれども、私も幾つか区の事業、仕様書も確認させていただいておりますけれども、こういうときは、仕様書には、例えばこういう場合には区へ報告するとか、その辺のことは明記されていないのでしょうか。その辺を伺いたしたいと思います。

○立木保育課長

特に個別のケースに関しまして、具体的に仕様書に記載することはなく、あくまでも契約行為ですので、履行が前提のもとでやってございますので、そこに何か不履行になるような内容があれば、それは協議をするという、そういうような記載はございますが、細かい部分に関しては、特に記載はございません。

○吉田副委員長

つまり、仕様書に、一応その不履行というか、この履行が困難になった場合には、何か申し出るとか、相談するとか、その辺までは明記されているというふうに理解してよろしいでしょうか。もしそうでないのであれば、今後の仕様書の記載の仕方も検討されるべきではないかと思う。もちろんチェックもそうですけれども、チェックの前に、やはり先方の、こういう場合はこういう報告をするようにとか、そういうことが、先に規定がないと、チェックもしにくいかなと思うのですがけれども、

その点についていかがでしょうか。

○立木保育課長

すみません、先ほど説明の中で、履行が難しい場合にはというような言葉をつけたのですが、そのような表現にはなっていないで、仕様書に記載のない事項については、甲乙双方で協議するというような記載になってございます。

先ほども申し上げましたが、やはり履行が前提の契約になってございますので、それが行われないうことであるのであれば、仕様書に記載のない事項として、きちんと協議をしてもらうと。例えば、契約変更という手段もあったはずですので、それはやはり、そこに怠慢があったというような捉え方でございます。

○吉田副委員長

なかなか契約書の仕様書の読み方も、表現が普通に使われている日本語と少し違ったりするので、そういうような不適切な例が出てしまったのかなと思うのですが、実際こういうことが出てしまったので、仕様書にない場合というふうに思いますかねという気が、だから、やはり契約の履行が困難になった場合はとか、何かもう少し分かりやすい、ここは報告しなければいけないのだなということが明確に分かるような文言に改めるよう検討される必要もあるのではないかと思います。契約行為自体は、私もそんなに、契約書をつくってまでということ言えば、自分が契約書の作成に関わったこともないので分からないのですが、その点についていかがでしょうか。こういう事例が出てしまったので、それに基づいたお考えを伺いたいと思います。

○立木保育課長

契約書に約款も添付して契約してございます。そちらは経理課のほうでやってございますので、そちらと連携しながら、こういった事例の対処は考えてまいりたいと思います。

○吉田副委員長

はい、分かりました。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(10) 保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について

○つる委員長

次に、(10)保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井保育支援課長

私からは、保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業について、ご報告をさせていただきます。お手元の文教委員会資料をご覧ください。

事業概要ですが、地域の中で孤立しやすい未就園児を保育所等で週に一、二回程度預かることにより、子どもの発達を促すとともに、保護者の育児負担の軽減を図るものでございます。

品川区は、保健センターと連携して、要支援家庭の児童のお預かりを実施し、事業全体をしながらモ

デルとして、愛称、これは現場と共につくり上げた愛称なのですけれども、「トキメキ☆ドキドキ トキドキ保育」というような形で位置づけて事業を実施してまいりました。一時なので、ときどきというのが、なかなか現場らしいなと思っております。

この間、この文教委員会で補正予算をご審議いただきました後の経過を報告させていただきたいのですけれども、原則、対象児童につきましては、ゼロ歳から2歳の未就園児を対象としてございます。

事業内容は、週一、二回程度の継続的かつ定期的な預かりを実施し、集団における子どもの育ちに着目した支援計画をつくりながら、日々の保育の状況を記録するものでございます。

保護者に対しても定期的な面談などを実施した上で、子育てに関する助言を行うというふうなことで事業を実施してございます。

国の事業を利用した1番目の保育ルームC1over西小山園Ⅱにおいて、現在、4名のお預かりをしつつ、あとは都事業を活用した7園、計8園で、現在、25名のお子さんをお預かりしているところでございます。

実績および効果のところではすけれども、この間、1月末までに3回検討会を実施して、かつ、それ以外に別途実施事業者の意見交換会などをしながら検討してまいりましたところ、子どもの成長なのですけれども、やはりいろいろなお子さんと関わることで全然違う効果があらわれるというのは、如実に出てきているものです。副次的な効果として、やはり子どもの成長が見られるというのは、親御さんにとってすごくうれしいことですので、こういった保護者の心理面のところにも効果が見られたところでございます。

一方で、やはり通常の保育と比較して、子どもが環境に慣れるのにやはり時間がかかる部分もあったり、これはお子さんそれぞれだったりするそうです。あと、保護者との面談等を繰り返していくので、保育現場の負担が大きいと。例えば、空き定員1名だとしても、その中でそれを3組ぐらい使うと、保育士が相手にしなければいけないのは、掛ける2の6人というようなところで、やはり負担は大きいというふうな声も聞いています。

あと、要支援家庭ですけれども、保育士は、まずはお子さんを預かることなのですけれども、困難を抱えた家庭に対しての支援スキルも、なかなか難しいなということで、そういったところも求められるところ。

あとは、やはり需要はものすごくあるのですけれども、供給量は不足しているというふうな課題が現在見られているところでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

保育園が地域の子育て拠点になるということについては、理想形としては大切なことかなと思います。

ただ、それは、やはり現に保育園がお預かりしている子どもの成長発達ですとか、保護者の就労支援という本来業務がしっかりできた上に、それ以外の業務にも目が向けられる十分な人員体制など、受入体制が保障されているということが大前提の話となるのかなと思っています。

しかも、今回のように地域の在宅のお子さんの預かりまでするとすると、子どもを預かるということですから、荷物を預かるのとはわけが違うわけで、日々、固定しない子どもを、従来の保育園のクラスにも入ってもらって交流するとかとなると、なかなかいろいろな課題が、今もありましたけれども、保

育士のスキルもかなり求められるでしょうし、子ども自身にとって、実際どうなのかということもいろいろ検証が必要なのかなというふうに思っています。

具体的にいろいろ伺いたいのですけれども、仕組みとしては、これ、「トキドキ」というネーミングのとおり、登録制ではないということなのか。実際に預かったお子さんは、園のクラスの子とも混じって保育するということでよろしいのか。

あと、こういう事業を実際に園がやるに当たって、どういう人員体制がとられているのでしょうか。プラスのところとか、それについて伺いたいと思います。

○石井保育支援課長

こちらの事業ですけれども、事前に申込みをしていただいて、まずは、今年度、試行的な事業ということでやっているの、実際は3月までにはなるのですけれども、申込みをいただいて、面談をして、その子が通うというふうな形になっております。なので、登録制に近いような形となっております。

ほかのお子さんとは混じるケースなのですけれども、導入当初、入園当初は、1回別のところで少しならしてもらって、徐々に徐々にほかのお子さんの集団と交わるほうに移行していくのが一番スムーズにやりやすいというのが現場の意見です。

表の中にあるポピンズナーサリースクール目黒においては、一般型の一時預かり事業を実施していますので、一時預かりの中で預かる場合と、あと、そこから集団のクラスに入れる場合と、例えば集団のクラスになじまなくなってしまうと思ったら、また一時預かり室に行ったりとか、そういった中でかなり柔軟な運用をしているというふうに聞いております。

その上の配置体制なのですけれども、通常、スキームとしては、余裕活用型の一時預かり事業ということで、保育所で実施する場合については、その保育所の定員の範囲内の人員配置をされているということで要件が満たしているのですけれども、一部、ポピンズナーサリースクール目黒に関しましては、一時預かりの専用の部屋を設けている場合については、そこに対しては、通常の年齢別保育士配置基準で、保育士に関しては、通常の配置基準の2分の1で可というふうな形の人員配置を満たしているところでございます。

○安藤委員

なかなか研究が必要かと思いますが。

登録制に近いということで、最初のご説明で、ものすごく需要があるということなのですが、実際の人数は、受け入れる保育園の体制なのでしょうけれども、1名とか、0名とかというところもあるので、これだけ見ると、応募は殺到したのだけれども、実績、受け入れる数は、この数でしたということなのか、それとも、0名というところは、そもそも応募もなかったのかという、需要がものすごくあるという割には、この数が反映されていないのかなと思うのですが、そこら辺はどう考えればいいのかということと、あと、体制については、定員の範囲内であるところも冒頭ありましたけれども、もう少し具体的に、この事業を受けることで、園としては、どういう配置が可能になるような支援を受けられるのかということをもう少しご説明ください。

○石井保育支援課長

必要な面でございますけれども、保育ルームC l o v e r 西小山園Ⅱに関しましては、保健師からの紹介のみの預かりなのですが、それ以外のところ、今回もろもろ事業者といろいろ体制整備をした上で、ホームページや、しながわこどもぼけつとで告知したところ、空き定員に対して、大体1週間程度で申込みが全部埋まっており、利用数は25名ぐらいあったのですが、50名の申込みがご

ございました。本当に短期間で募集が打ち切られるような状況がありましたので、そういったところからもニーズの高さがうかがえるというふうに想像しているところでございます。

それに対して配置体制なのですけれども、国の保育ルームC l o v e r 西小山園Ⅱについては委託事業で実施しておりますけれども、それ以外については補助事業でございます。新たに加配をする場合についてもそうなのですけれども、施設が実際にかかった経費と補助対象経費を比較するので、今ちょうどその辺り、どういうふうなお金がかかっているかというのは、補助金の協議をしながら図っていているところではございますけれども、新たに人を加配するケースでございましたりとか、あと、そうでないケースもあったりするというふうに聞いております。

0名というところなのですけれども、ここは少し試験的に、3歳から5歳を募集してみました。もともと都事業を実施するときに、0歳から5歳の未就園児で募集をかけてみるというふうなこともあったので、たまたまこの園自体は0歳から2歳の空きがなかったもので、それで3歳から5歳で募集してみたらどうだろうと言ったのですけれども、やはり3歳から5歳に関しては、どこかしら保育園とか幼稚園に通っているのも、やはりここに関してはニーズがないということが明らかになったというところでございます。

○安藤委員

冒頭申し上げたような、私たちもそういう問題意識もありますので、十分な人員体制ですとか、課題の解決策をやはり整えていくということ、まずはしていただきたいというふうに思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○つる委員長

次に、予定表2のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

(2) 委員長報告について

○つる委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ありがとうございます。

それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○つる委員長

次に、(3)その他で何かございますでしょうか。

○森学校施設担当課長

資料はございませんが、区立学校の校庭にて発生した事故について、ご報告いたします。

令和6年1月28日日曜日、正午頃、区立学校において、当該校の児童が、地域サッカークラブの活動中、校庭に埋設されていた金属製のペグのようなもので、右ひざを縦3cm、横10cm程度の裂傷を負いました。救急搬送後、縫合手術を受けて帰宅しましたが、翌日はお休みされ、翌々日より登校されております。

教育委員会では、これまで全校で目視による校庭の点検を行ってまいりましたが、この事故を受けまして、土、天然芝の校庭を有する全校で、現在、金属探知機を用いて点検・撤去を行っており、今年度内に点検・撤去を完成させる予定でございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件について、特にご確認等はございますでしょうか。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

○石井保育支援課長

私からは、2点、ご報告がございます。

まず1点は、私立認可保育所「しなおおコスモ保育園」の開設準備経費についてのご報告でございます。

7月24日の文教委員会において、株式会社コスモズによる都内1区4市に対する施設整備費に関する不正受給が発覚したこと、報告書においては、品川区においても約3万円分の補助対象外経費の計上が疑われる事案が発覚したことをご報告いたしました。その後、調査を進めていったのですが、その報告書に書いてあった3万円については、補助金の請求の中に含まれておりませんでした。区への不正請求ということで、今回は補助金の中にその3万円が含まれていたということではないということが判明しましたので、ご報告をいたします。これがまず1点目です。

続きまして、幼児画展覧会の再活用について、ご報告いたします。

こちらは、お手元に資料をご用意してございますので、ご覧ください。

私立幼稚園協会が、令和5年12月に主催した「第67回 幼児画展覧会」において展示された作品だったのですけれども、通常、園のほうに戻って、園がまた活用したりはしてございますが、ご来場の方から、すごくすばらしい作品なので、このままにしておくのはもったいないというふうなご意見をいただきました。どこか展示するところはないかとか、方策を検討していただいたのですけれども、3に記載の戸越四丁目の暫定広場ですとか、あと、庁舎内、例えば保育支援課の前とか、本庁舎7階の廊下とかに展示ができそうな見込みができましたので、これらを活用しまして、まず3月中に展示を行っていきたいと考えてございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件について、特にご確認等はございますでしょうか。

○安藤委員

幼児画展覧会作品の件なのですが、戸越四丁目暫定広場とは、区の土地なのでしょうか。どういう場所なのか伺いたいことが1つ。

そしてもう1つ、ここで展示をしようと提案した部署はどこなのか伺いたいと思います。

○石井保育支援課長

こちらですけれども、所有者は東京都でございます。区が暫定広場として占用許可を取得した上で整備しているところでございます。

こちらを利用しようと提案したのは、我々保育支援課で、どこか使えるところはないかというふうなことで探していたところ、今ちょうど使える掲示板があるということだったので、活用させていただくというようなところでございます。

○石田（し）委員

1点だけ。とてもすばらしい取組だと思うのですが、もう一步踏み込んで、ふれあい掲示板が区内にいっぱいあるわけではないですか。これをなぜやりたいかというのと、もちろん町中にそういうアートがあるのはいいのだけれども、親御さんたちに、それを見てもらうということは、いわゆる掲示板を見てもらう。これが実は大事で、だから、その掲示板を見るきっかけづくりとして、子どもたちの作品をやると、普通の人たちも何だろうと見るし、そうすると、その掲示板を見るという日常の行動が増えるわけです。そうすると、例えば区で毎回こうやって出している、私はそんなにみんな、街中で見ていない、特に若い人。だから、そういう人たちに意識を向上させるためにも、そういう取組をやると、町にもアートがあふれるし、そういった若い人たちに掲示板の存在を理解もしてもらえるので、いろいろな効果があると思うので、ぜひ今後こういうものをもしやるのであれば、そういったことも検討していただきながら、ほかの部署とも連携して取り組んでいただけると、もっといいものになっていくのかと思うので、とてもすばらしいあれだと思うのですが、要望で終わりますけれども、お願いします。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

ないようですので、正副より1点、ご案内いたします。

去る2月22日の委員長会において、議長より、所管事務調査の報告を提出いただきたい旨の依頼がありました。

本委員会におきましても、これまで取り組んでまいりました「放課後の子どもたちの過ごし方について」、「子育て施策について」および「いじめ対策について」、それぞれ調査・研究を行ってまいりましたので、議長からの依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。

こちらの文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ありがとうございます。

では、そのように報告させていただきます。

議長に報告する文面につきましては、後日、皆様にもお配りさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後 0時27分閉会